

# 写

## 東京都市計画道路の変更に関する武蔵野市長としての意見

東京都市計画道路の計画変更案につきましては、下記の意見を付して、了承いたします。

### 記

#### 1 課題解決に向けた丁寧な対応を行うこと

地下方式の構造については、環境影響評価準備書等では環境面や安全面について評価基準を下回り、一定の見解が示されているところであるが、地下水への影響や災害時等における安全面での知見が少ない状況にあって、それらに対する見解が十分に納得できる根拠となっていないため、今後も環境や安全に対するさらなる慎重な検討を求める。また、今後の事業着手に至るまでのプロセスや市の要望等をどのように実現していくかの方法についても明らかにされたい。

#### 2 都市計画法第 17 条第 2 項に基づく意見を尊重するとともに公開すること

本都市計画変更案の公告・縦覧以降 7 月 18 日までの期間に提出された住民等の意見については、本計画案に対する市民の切実な意見として真摯に受け止めるとともに、今後は、都市計画の手続きの中で関係区市長に意見を求める場合においては、地域ごとの意見の概要を公開されたい。

#### 3 「外環の 2」の計画の方向性を明確に示すこと

「外環の 2」については、沿線地域の住環境保全の観点から現時点では、その整備の必要性は認識していない。本来、外環本線（高速道路部分）と「外環の 2」は一体として計画されるべき路線であり、本都市計画変更に伴い都市計画の変更が必要な路線である。事業者である東京都は、「外環の 2」について、廃止することも含め、計画の方向性、検討のプロセスを早急に明らかにされたい。また、その検討過程においては、地元との協議・対話を重視するとともに、安全面・環境面に最大限配慮することを求める。なお、外環本線（高速道路部分）の事業着手については、「外環の 2」の計画の方向性が明確なものとなってから行うべきであり、現時点で着手は容認するものではない。

#### 4 生活救済制度を存続すること

生活再建救済制度については、40 年以上に渡り土地利用の制限が働いている都市計画線内に土地を有する住民の生活再建に資するという制度の趣旨を鑑み、「外環の 2」の計画線が残っている現状から制度の継続を望む。